

鳥取県告示第567号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平20鳥取県1第59号	種畜の名前の変更	琴福鶴	糸福鶴
平20鳥取県1第63号	〃	福乃郷	福福桜
平20鳥取県1第64号	〃	姫乃鶴	姫桜